

平成 23 年 7 月 12 日
環境省環境影響評価課

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に向けた取組について

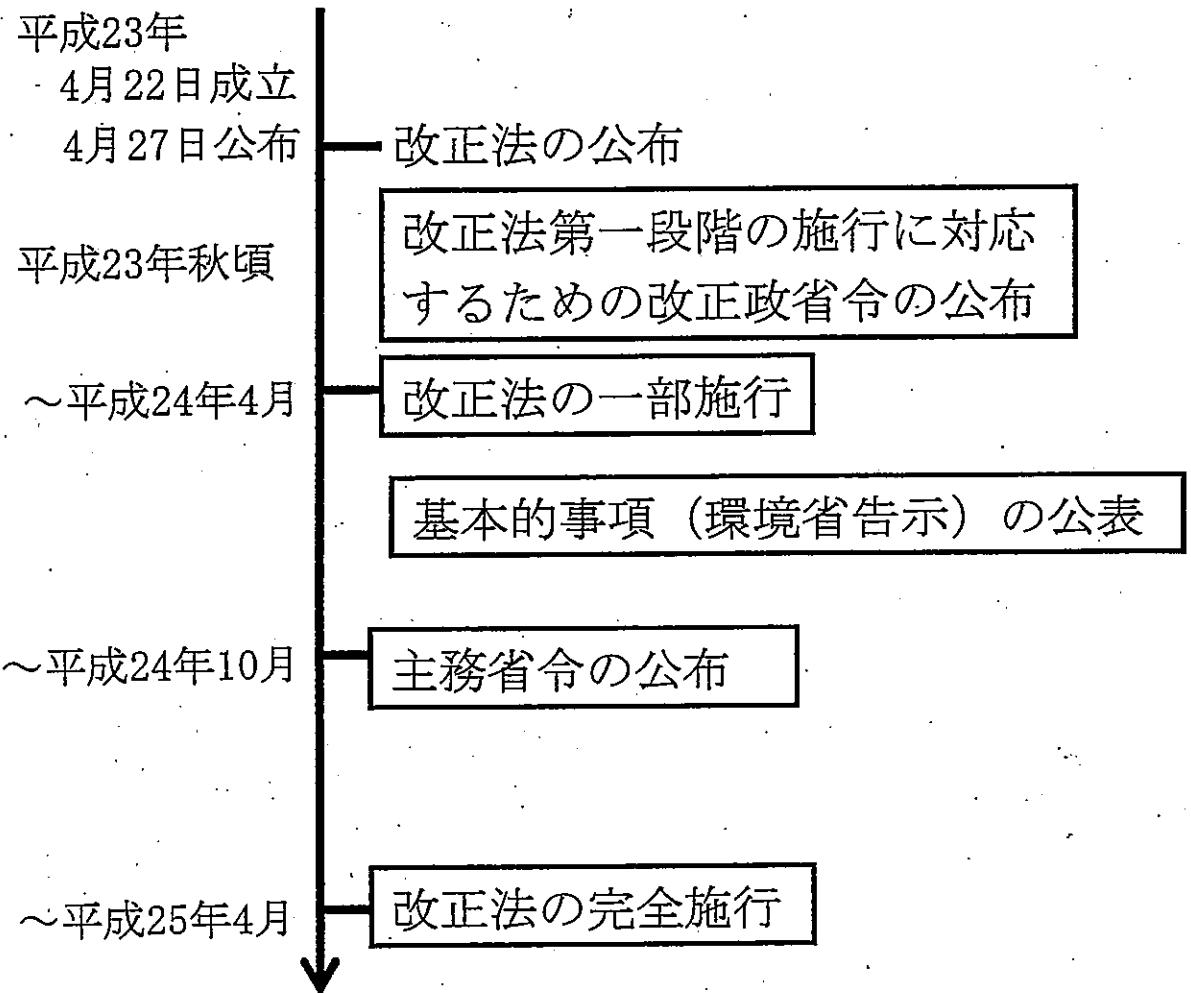
計画段階配慮手続（戦略的環境アセスメント）の新設や環境保全措置等の結果の報告・公表手続の具体化などを内容とする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」については、昨年の通常国会に提出され、一年に亘る審議の後、平成 23 年 4 月に成立、公布された。

これを受け、環境影響評価課では、

- ①平成 24 年 4 月に施行される法改正事項に係る施行令及び施行規則の改正作業を現在進めしており、今秋に公布する予定。また、風力発電施設を法の対象事業とする施行令改正も同日に公布する予定。
- ②環境影響評価の具体的な実施方法（基準・指針）に関する事業種横断的な基本的事項（環境省告示）を見直すべく、6 月より検討会を開催。パブリックコメントを実施の上、検討結果をとりまとめ、来年 4 月までに新しい基本的事項を策定・公表する。

なお、改正法に対応するための主務省令の改正については、新基本的事項の策定・公表後、各所管府省において行われる予定。

今後想定されるスケジュール



○平成24年4月に施行される法改正事項

- ・交付金事業を対象事業に追加
- ・方法書段階での説明会の開催の義務化
- ・電子縦覧の義務化
- ・政令で定める市からの直接の意見提出手続の新設
- ・方法書段階における環境大臣意見提出手續の新設
- ・都道府県知事等が許認可権者の場合の環境大臣助言手続の新設

○平成25年4月に施行される法改正事項

- ・計画段階配慮書の手続の新設
- ・環境保全措置等の公表等

環境影響評価法の一部を改正する法律の成立について

環境影響評価法については、平成 21 年 9 月より中央環境審議会環境影響評価制度専門委員会において御議論いただき、平成 22 年 2 月 22 日に「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申をいただいたところ。

本答申を踏まえた「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を第 174 回通常国会（平成 22 年）に提出し、審議いただいたところであるが、平成 23 年 4 月 22 日、第 177 回通常国会において原案のまま可決・成立し、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）として同月 27 日に公布された。

（参考）

環境影響評価法の一部を改正する法律案の審議経過

平成 22 年 2 月 22 日	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中央環境審議会答申
平成 22 年 3 月 19 日	「環境影響評価法の一部を改正する法律案」閣議決定
平成 22 年 3 月～	第 174 回通常国会において審議
4 月 20 日	参議院環境委員会にて修正、 修正部分以外の原案は全会一致で可決
4 月 21 日	参議院本会議にて全会一致で可決
6 月 16 日	衆議院環境委員会にて閉会中審査の議決
平成 22 年 10 月～	第 176 回臨時国会において審議
11 月 19 日	衆議院環境委員会にて全会一致で可決
11 月 25 日	衆議院本会議にて全会一致で可決
12 月 3 日	参議院環境委員会にて閉会中審査の議決
平成 23 年 4 月～	第 177 回通常国会において審議
4 月 14 日	参議院環境委員会にて全会一致で可決
4 月 15 日	参議院本会議にて全会一致で可決
4 月 19 日	衆議院環境委員会にて全会一致で可決
4 月 22 日	衆議院本会議にて全会一致で可決・成立
4 月 27 日	「環境影響評価法の一部を改正する法律」公布

環境影響評価法の一部を改正する法律の概要について

1. 改正の趣旨

環境影響評価法（平成9年制定）（以下「法」という。）の施行以降、法に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。法附則第7条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とこととされている。

法の完全施行から10年を迎えるにあたり、法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、地方分権の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平成23年4月に成立・公布されたものである。

2. 改正法の概要

(1)交付金事業を対象事業に追加

補助金を交付金化する取組が進められていることを踏まえ、交付金の交付対象事業についても法対象事業とする。

(2)計画段階配慮書の手続の新設

事業の早期段階における環境配慮を図るために、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化する。

(3)方法書における説明会の開催の義務化

法施行後に作成されている方法書の実態として、図書紙数の分量が多く、内容も専門的なものとなっていること等を踏まえ、事業者による方法書段階における説明会の実施を義務化する。

(4) 電子縦覧の義務化

電子化の進展を踏まえ、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化する。

(5) 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の技術的助言を規定

現行制度において環境大臣意見は評価書の段階でのみ述べられることとなっているが、評価項目等の選定段階においても、環境大臣が主務大臣に対し技術的見地から意見を述べができるものとする。

(6) 政令で定める市から事業者への直接の意見提出

現行制度においては都道府県知事が関係市町村長の意見を集約したうえで事業者に対して意見を述べる仕組みとなっている。地方分権の進展等を踏まえ、事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合は、当該市の長から直接事業者に意見を述べるものとする。

(7) 環境保全措置等の公表等の手続の具体化

事業着手後の環境保全措置等の実施状況を明らかにすることは、環境影響評価後の環境配慮の充実に資することから、評価書の公告を行った事業者に対して、環境保全措置等の実施状況についての公表等を義務化する。

3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とする。ただし、
2. (1) 及び (3) から (6) については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

環境影響評価法改正法の概要（赤字・赤矢印が法改正事項）

対象事業

交付金事業を対象事業に追加（政令改正：風力発電所を追加）

事業実施段階前の手続

計画段階配慮事項の検討（SEA）
【配慮書】SEAの結果

環境大臣の意見

主務大臣の意見

※ 第2種事業については
事業者が任意に実施
※ 災害等に準じる特例規定

対象事業に係る計画策定

配慮書の内容等を考慮

スクリーニング手続

許認可等権者が判定

知事意見

【方法書】評価項目・手法の選定

事業実施段階の手続

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

方法書、準備書及び評価書について電子縦覧の義務化

評価項目、調査・予測及び評価手法の選定

主務大臣の意見

調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討

環境大臣の意見

【準備書】環境アセスメント結果の公表

説明会の開催

政令で定める市から事業者への直接の意見提出

(学識経験者の活用)
環境大臣の意見等

意見を述べる場合、
環境大臣に助言を
求めるよう努力

許認可等権者の意見

地方公共団体

【評価書】環境アセスメント結果の修正・確定

環境大臣の意見

許認可等・事業の実施

環境大臣の意見

【報告書】環境保全措置等の結果の報告・公表

許認可等権者の意見

※ 配慮書、報告書に関する改正事項：公布後2年以内に施行
上記以外に関する改正事項：公布後1年以内に施行

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十三年四月十四日

参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。

三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

四、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災の災害復旧に向けて、法第五十二条第二項による環境影響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。

右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十三年四月十九日

衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 改正法の実施例を検証した上で、東日本大震災の被害状況もかんがみ、環境基本法の見直しも含め、より上位の施策の策定又は変更の立案の段階における戦略的環境影響評価の制度化に向けた検討を行うこと。

二 配慮書の案又は配慮書に関する意見聴取については、その重要性にかんがみ、積極的な実施が図られるよう、事業者の指導に努めること。

三 免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

四 環境大臣が環境影響評価法に基づく意見を述べようとするときは、あらかじめ、専門家の意見を聴いて可能な限り大臣意見に反映させるよう留意すること。

五 改正法の実施例を検証した上で、事業実施後の環境の状況等の把握のための調査その他の環境影響評価に係る検証が行われ、その成果が地方公共団体、事業者、住民等に提供されること等によりその後に行われる環境影響評価等に活用される仕組みについて検討を行うこと。

六 配慮書に関する基本的事項及び主務省令を策定するに当たっては、我が国における事業の特性及び事業計画の決定プロセスの特性等を踏まえ、事業の種類及び特性等に応じた柔軟な制度となるよう十分配慮すること。

七 環境負荷の低減に資する更新のための事業については、環境影響評価に要する期間の短縮等、環境影響評価手続の迅速化を検討すること。

八 改正法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、改正法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。

九 法手続における地方公共団体の関与の在り方については、改正法の実施例を検証した上で、地方自治の在り方についての議論等も注視しながら、全国の地方公共団体、事業者等様々な主体の意見を十分に勘案しつつ、更に検討すること。

十 環境影響評価法の立法趣旨を尊重しつつ、東日本大震災からの早期の復旧を図るため、公共施設、ライフライン等社会基盤の復旧事業については、同法の適切な運用に努めること。また、同法の適用除外となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。

十一 環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不斷に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。